

第1章 基本的事項

1-1 都市計画マスタープラン改定の趣旨

米原市（以下「本市」という。）は、京阪神・中京・北陸を結ぶ交通の要衝にあり、古くから中山道、北国街道、北国脇往還などを使って人とモノと情報が活発に行き来した地域である。現在でも、東海道新幹線・東海道本線・北陸本線、近江鉄道という鉄道網があり、県下で唯一の新幹線停車駅がある。また、名神高速道路・北陸自動車道のジャンクションとインターチェンジを有し、一般国道としては8号、8号米原バイパス、21号、365号が通過している。このように、広域交通網が集積する本市は、京阪神、中京、北陸を結ぶ結節点として発展してきた。

本市では、計画的な都市づくりに向けて、平成19年度に都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）」を策定し、「自然きらめきひと・まちときめく交流のまち」を将来像として、一体的な都市づくりを進めてきた。しかしながら、近年では、これまで維持してきた人口が減少に転じており、滋賀県においては地域のまとまりや特性を踏まえた都市計画区域の再編やこれを踏まえた都市計画法第6条の2に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）」の見直しがなされ、国においては都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度が制定されるなど、コンパクトな都市づくりに向けた積極的な取組がなされている。さらに、リニア中央新幹線（東京－名古屋間）や北陸新幹線（金沢－敦賀間）の開通が予定されており、本市を取り巻く社会情勢も大きく変化していくことが想定される。

このように、本市を取り巻く情勢が大きく変化していることから、滋賀県東北部圏域の一翼を担う都市として、広域的な役割や存在価値を見だし、高めていくとともに、現状を踏まえた、これからの都市づくりに向けた将来ビジョンを定める必要がある。

以上のことから、情勢の変化に対応した新たな都市づくりの方向性を定めるため、米原市都市計画マスタープランを改定することとする。

米原市都市計画マスタープランおよび上位計画の策定経過

平成16年4月 山東伊吹都市計画区域マスタープラン決定

平成16年5月 彦根長浜都市計画区域マスタープラン決定

平成17年2月 米原町、山東町、伊吹町 3町合併

平成17年10月 米原市、近江町 1市1町合併

平成19年9月 米原市総合計画策定

平成20年3月 米原市都市計画マスタープラン策定

平成19年、平成24年 彦根長浜都市計画区域マスタープラン変更

平成28年9月 第2次米原市総合計画策定

彦根長浜都市計画区域および山東伊吹
(米原東北部)都市計画区域の変更

彦根長浜都市計画区域マスタープラン変更

山東伊吹(米原東北部)都市計画区域マスタープラン変更

米原市都市計画マスタープラン改定

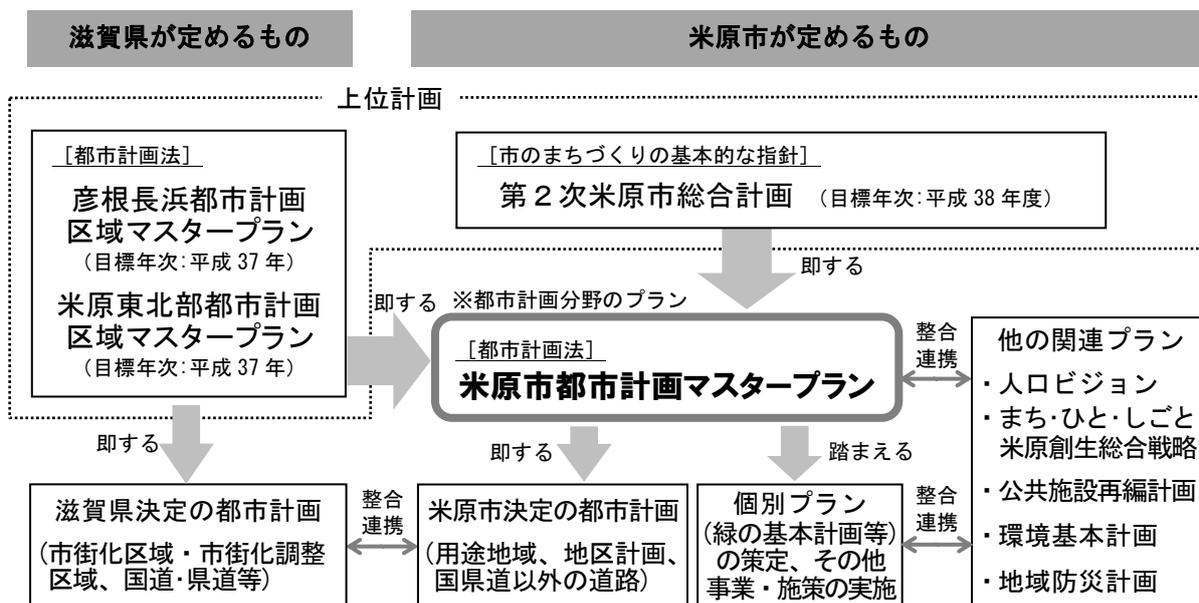
平成
28
年
12
月

1-2 計画の位置付けと役割

(1) 都市計画マスタープランの位置付け

本計画は、都市計画法に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものである。また、滋賀県が広域的な観点から都市計画の方針を定める「都市計画区域マスタープラン」と本市が策定する「米原市総合計画」を上位計画としつつ、各種の関連計画と整合を図ることとする。

なお、滋賀県において平成28年12月に滋賀県東北部圏域における都市計画区域の再編が図られ、都市計画区域マスタープランを変更決定したことから、本計画においては滋賀県との調整を図りつつ、変更した都市計画区域マスタープランと整合を図ることとする。



(2) 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランの一般的な役割は以下のとおりである。

① 具体性ある都市づくりの将来像を確立する

実現すべき具体的なまちの将来像を示し、行政のみならず、市民や地域が共有する都市づくりの目標を設定する。

② 米原市として考える都市計画の方針を打ち出す

将来像を実現する手法の一つとして、米原市として考える都市計画に関する基本的な方針を示す。

③ 都市づくりに対する市民の意見を反映するとともに理解を深める

市民とともに地区の課題や方向性について対話と協働による取組を推進することにより、具体的な都市計画の実現が円滑に進むことが期待できる。

1-3 計画の目標年次および対象区域

都市計画は、その目的の実現には時間を要するものであり、中長期的な見通しをもって定める必要がある。そのため、都市計画の基本的な方針である本計画は、策定年次の平成28年を基準年として、おおむね10年後の平成38年を目標年次とする。

また、本計画の対象区域は、市全域を一体的に捉えた都市づくりを推進していくために、都市計画区域外も含めた本市全域（250.39km²）を対象とする。

1-4 計画の構成

本計画は、都市づくりの基本理念や将来像、都市計画の基本的方針を定める「全体構想」と全体構想を踏まえ地域特性を生かした都市づくりの方針を定める「地域別構想」で構成する。

また、本計画の策定に当たっては、本市の現状・特性をまとめ、都市づくりの課題を抽出するための「基礎資料編」を整理している。

